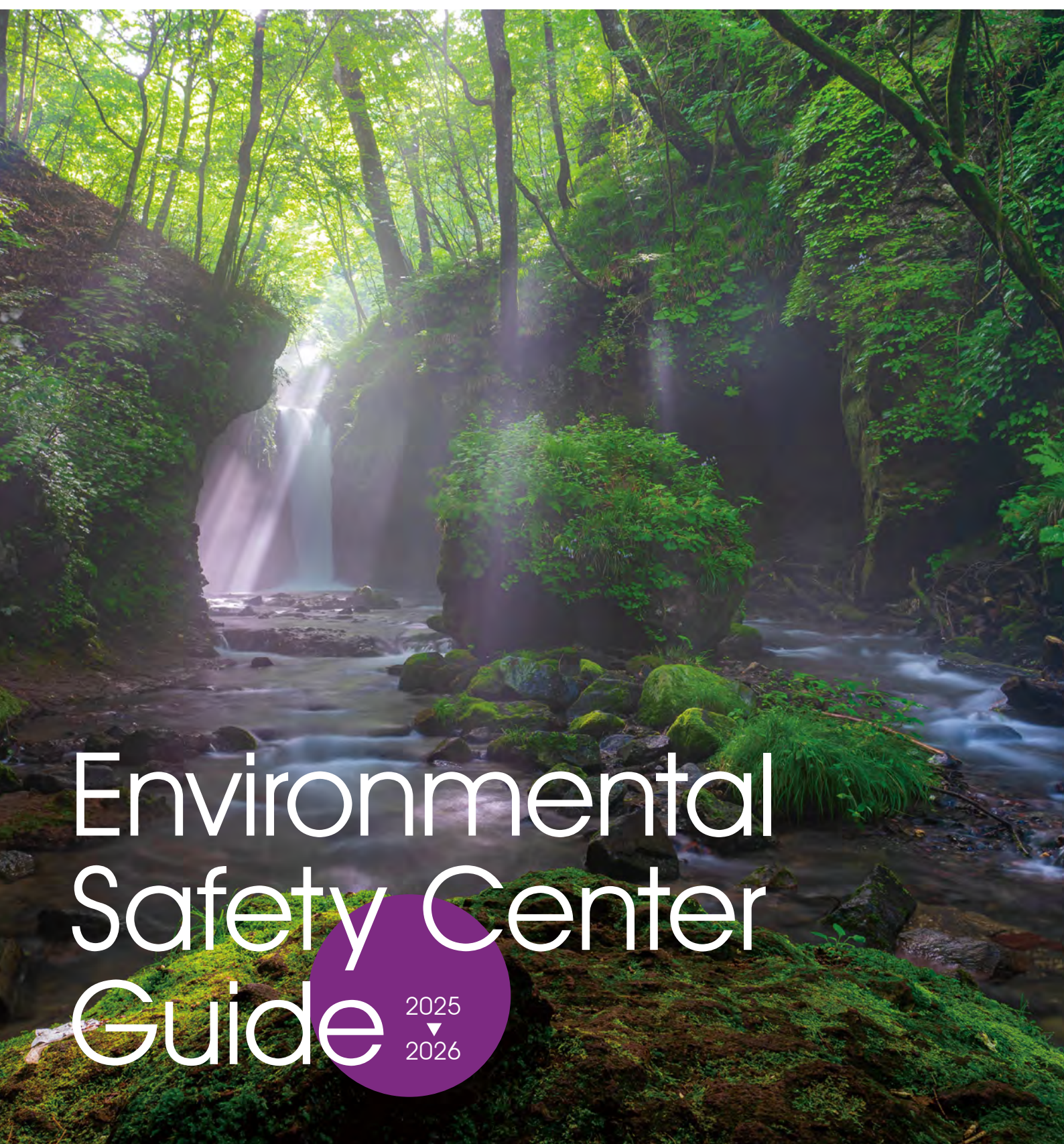


2025年度版

環境保全センター利用の手引き

早稲田大学 環境保全センター



Environmental
Safety Center
Guide

2025
▼
2026

CONTENTS

I 化学物質の購入と保管 2

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 化学物質管理システム CRIS | 2 |
| 2. 化学物質の購入 | 4 |
| 3. 化学物質の保管方法 | 6 |
| 4. ドライアイス・液体窒素の購入 | 7 |

II 化学物質使用時の注意事項 8

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 使用する物質の危険・有害性調査 | 8 |
| 2. 安全確保と保護具の着用義務 | 8 |
| 3. 法令に基づく化学物質の取扱い | 10 |
| 4. 作業環境測定 | 12 |
| 5. 化学物質使用後の器具等洗浄ルール | 13 |

III 実験系廃棄物の取扱い 14

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 実験系廃棄物の廃棄方法の流れ | 14 |
| 2. 収集区分に該当するものの廃棄方法の流れ | 15 |
| 3. 収集区分に該当しないものの廃棄方法の流れ | 25 |

IV 各キャンパス窓口と環境保全センターの案内 29

化学物質の購入の際には、在庫情報を学内の管理システムに適切に登録することが重要です。購入後、安全に管理するために様々なルールが設けられていますので、確認してください。

1 化学物質管理システム CRIS



CRISの利用画面

(1) CRISについて

本学では、教育・研究に使用される化学物質は、原則、CRIS（Chemical Registration Information System）と呼ばれる化学物質管理システムで管理されています。CRISでは、下記のようなことができます。

- ▶ 各箇所では保有する化学物質（薬品・高圧ガス）やその保管場所の確認
- ▶ 保有する危険物の数量の確認
- ▶ 毒物・劇物の使用量の登録
- ▶ 登録情報を用いた各種法令に基づく集計、国や自治体への報告※
- ▶ 火災時の消防署等への在庫情報の提供

※各種法令の事例詳細は、右上のQRコード参照。

上記のためには、CRISに登録された化学薬品や高圧ガスの保管情報が、実在するものと常に一致する必要があります。そのため、納品された際のバーコードラベルの貼付、廃棄された際のバーコードラベルの返却は、速やかに行ってください（高圧ガスの場合は、伝票）。万一、納品時にバーコードラベルまたは伝票が添えられていない場合は、各薬品管理窓口（IV参照）に発行を依頼してください。

なお、一部の化学物質については、CRIS登録対象外となるものがあります。CRISへの登録要否の判断は、次頁のCRIS登録対象物質に関するフローチャートを参照。



法令に基づく報告事例
(PRTR、都条例)

(2) CRISの利用方法

▶ IDとパスワード

CRISを利用するためのIDは、個人ごとに発行しますので、取得されていない方は、QRコードからCRISの利用マニュアルを参照の上、申請をしてください。

なお、このIDは、Waseda IDと連携するため共有はできません。

▶ CRISへのログイン方法

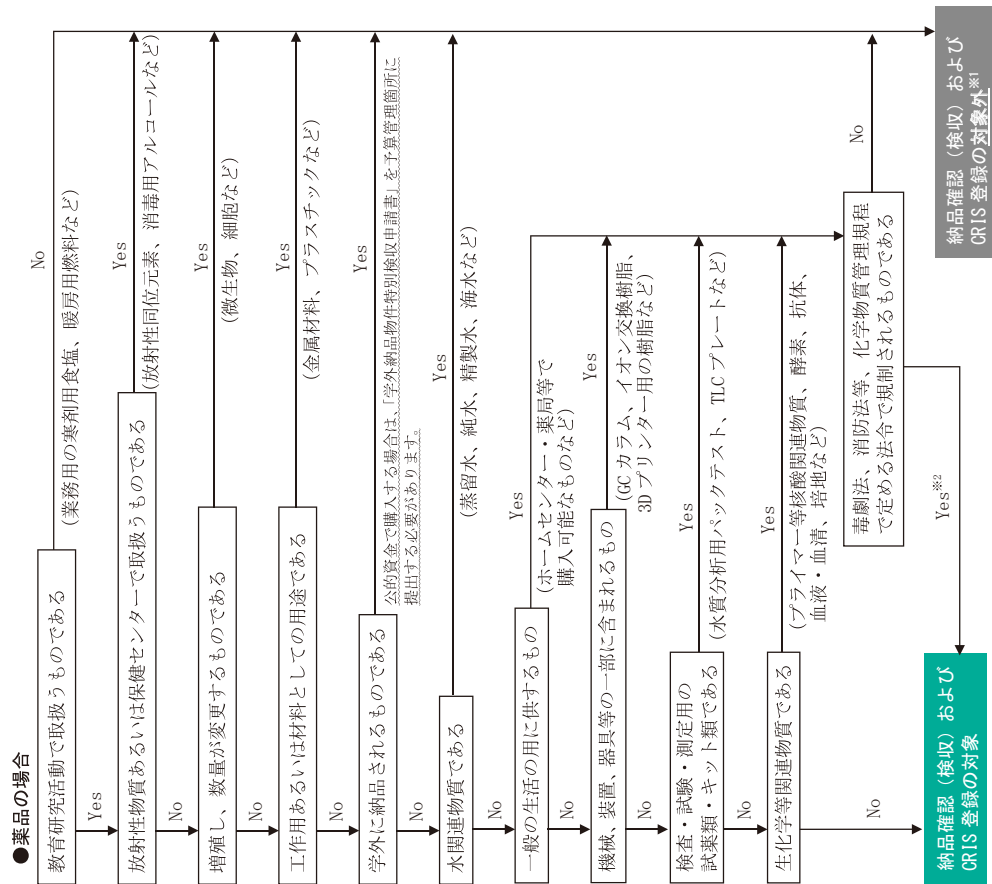
学生および教員はMyWasedaの「研究」、職員は「業務」カテゴリーから「薬品管理」→「化学薬品管理（学内のみ）」と進んでログインしてください。



CRIS利用マニュアル

2019 年 4 月 1 日改訂

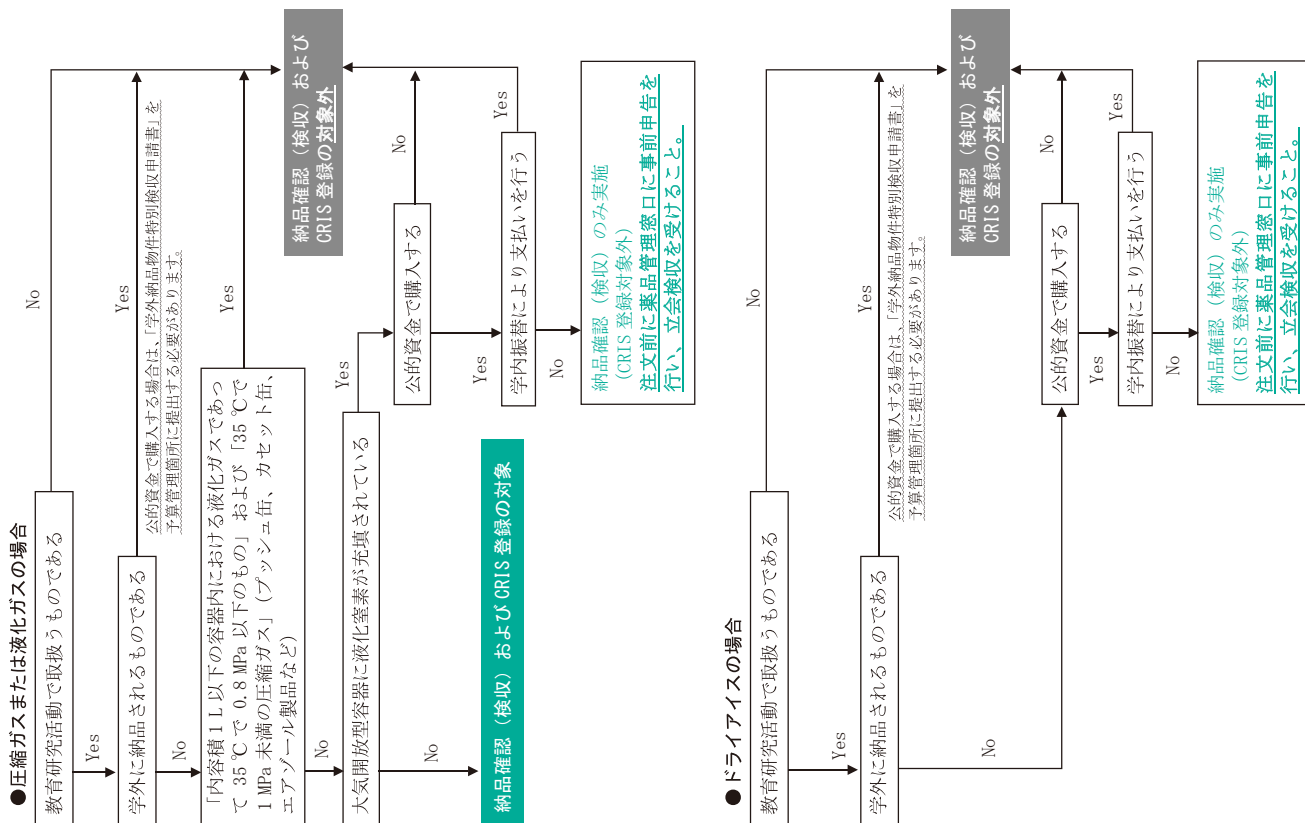
CRIS 登録対象物質に関するフローチャート



※1 環境保全センターで行う納品確認 (検収) の対象外であっても、公的資金で物品を調達する場合には、アカウレンディングセンター検収窓口での検収が必要となります。詳細については、早稲田検収担当 (03-5286-8403、内線 71-2903) にお問合せください。

※2 医薬品・化粧品および医薬品等関連物質の表示があるものは、全て Yes となります。それ以外のものは、通常の使用方法により、ユーザーに危害が見込まれないもの (3D プリンター用の樹脂、ブライマー、乾燥剤シリカゲル、メンブレンフィルターなど) は、No とします。判断に迷う場合は、環境保全センターへお問合せください。(03-5286-3089、内線 73-8202)

CRIS 登録対象物質に関するフローチャート



2 化学物質の購入

化学物質の発注～納品～使用後までの流れは、以下のとおりです。なお、下記に該当するものについては、事前に法令に基づく手続きが必要ですので、発注の前に各箇所の薬品管理窓口、または、環境保全センターまでご相談ください。（詳細は、QRコードのリンク先「化学物質管理に関する重要な法令の紹介」参照）



化学物質管理に関する
重要な法令の紹介

- | | |
|--------|-----------|
| ➡ 麻薬 | ➡ 覚せい剤原料 |
| ➡ 向精神薬 | ➡ 特定毒物 |
| ➡ 覚せい剤 | ➡ 免税アルコール |

発注から使用後までの流れ

作 業	対応者	注意事項
①発注	各研究室や実験室等	納入業者へ直接発注（その際に納品場所のみならず、 保管場所についても伝えること ）
②納入情報の通知	納入業者	納入業者は、納品前に、納入情報を薬品管理窓口にもメール送付
③バーコードラベル・バーコード割当表の準備	薬品管理窓口	薬品管理窓口担当者は、納入情報を CRIS 登録し、薬品 1 本 1 本ごとに貼るバーコードラベルとバーコード割当表を準備
④納品確認	薬品管理窓口	納入業者は、納品前に、薬品管理窓口に立ち寄る 窓口担当者は、納品書等をもとに納品確認を行い、検収印を押印
⑤バーコードラベル・バーコード割当表の納入業者受け取り	納入業者	納入業者は、ラベル・割当表を受け取る
⑥納品	納入業者	納入業者は、ラベル・割当表を添えて、薬品使用箇所へ納品
⑦バーコードラベル貼付	各研究室や実験室等	使用者は、割当表のとおり、バーコードラベルを薬品に貼付する
⑧バーコードラベル返却（薬品使用后）	各研究室や実験室等	使用者は、バーコードラベルをバーコードラベル回収用紙に貼り、速やかに薬品管理窓口まで返却する

※毎年数百本の薬品が不要薬品として廃棄されています。薬品等は、必要量以上に購入しないようにしましょう。

※研究室として、初めて薬品を購入する場合には、CRIS への登録が必要となるため、その旨 WCRIS@list.waseda.jp まで連絡してください。

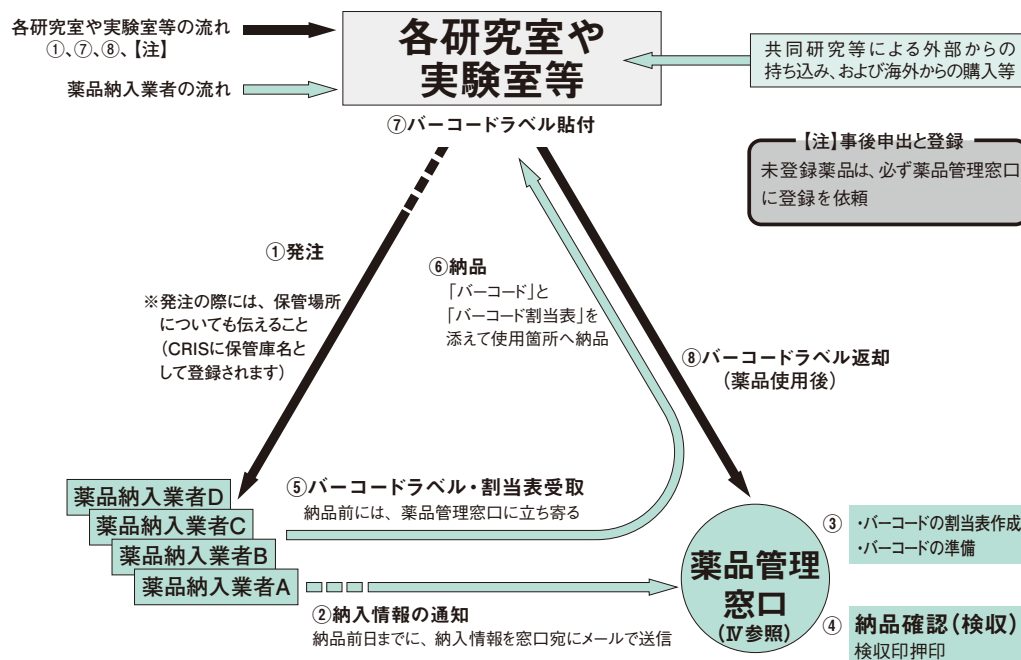
※高圧ガスの場合は、バーコードラベルの代わりに伝票が発行されます。

※代理店を利用せず、化学物質を海外から直接輸入する場合、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）等の事前手続きが必要な場合があります。発注の前に各箇所の薬品管理窓口、または、環境保全センターまでご相談ください。

※学外納品の場合は、在庫情報は CRIS に登録されません。検収については、原則は受ける必要がありますが、学外への直接納品等で検収を受けられない場合には、「学外納品物件特別検収申請書」に必要事項を記入し、納品書（または領収書）とともに、予算管理箇所へ持参してください。



早稲田大学
アカウンティングセンター



④「納品確認」

CRIS登録対象の化学物質については、経理処理の際に、公的資金での購入か否かに関わらず、すべて薬品管理窓口にて納品確認および納品書への検収印の押印が必要になりますので、前述の「CRIS登録対象物質に関するフローチャート」にて、対象物質をご確認ください。

⑦「バーコードラベル貼付」

納品業者より、バーコードラベルとバーコード割当表を受け取り、写真のようにバーコードラベルを試薬容器に貼り付けてください。対応する法規（毒物劇物、危険物）などは、SDSや薬品のラベルで必ず確認してください。

バーコード割当表

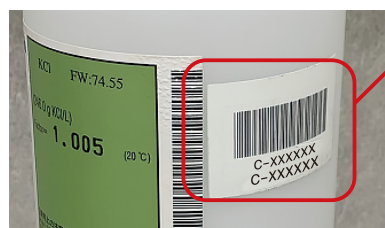
伝票番号：00001

バーコード	化学物質製品名	グレード	容量	容量単位	...	毒物劇物取締法
C-00000001	硝酸 (1.38)	一級	500	mL	...	劇物



⑧「バーコードラベル返却 (薬品使用后)」

使い終わった薬品に貼付されているバーコードラベルは、専用の回収シートに貼り替えて、速やかに薬品管理窓口 (IV参照) まで返却してください。回収用紙にバーコードが埋まらないまま、返却いただいて構いません。なお、不要薬品として廃棄申請する場合は、貼り替えず、環境保全センターの指示に従ってください。



環境保全センター行き
薬品バーコードラベル回収用紙

年 月 日

研究施設	内線番号
保管場所	品名
数量	単位
研究内容	

使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付
使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付
使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付
使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付

問い合わせ先 環境保全センター・カルシopp 内線 6214

CRIS 登録情報の変更

各薬品の保管場所や使用量については、利用者で変更可能です。ただし、次のような場合は、別途対応が必要になります。各種依頼書は、環境保全センターHPよりダウンロード可能です。



環境保全センター
HP 様式

① CRIS に登録されていない薬品がある場合
(1) 薬品の譲渡やオンラインショッピングで購入する等、薬品管理窓口を通さず入手したため、CRIS に登録されていない場合
新たに CRIS に登録しますので、環境保全センターホームページより、薬品登録依頼書をダウンロードし、必要な情報を記入の上、依頼書に記載された指定の宛先にご連絡ください。
(2) 過去には登録されていたが、在庫から削除されており、再登録したい場合
システムにデータが残っているか確認しますので、該当する薬品のバーコードラベルの ID 情報を環境保全センター（WCRIS@list.waseda.jp）までご連絡ください。2019 年度より前に在庫から削除された場合は、データが残っていないため、再登録には薬品登録依頼書の提出が必要になります。
② CRIS に登録されている薬品が存在しない場合
(1) 空容器があり、バーコードラベルが手元にある場合
在庫から削除しますので、バーコードラベル回収用紙にバーコードラベルを貼り替えて、各薬品管理窓口にご提出ください。
(2) CRIS には登録されているが、在庫として確認できない場合
在庫から削除しますので、環境保全センターホームページより、CRIS 登録情報変更依頼書をダウンロードし、必要な情報を記入の上、依頼書に記載された指定の宛先にご連絡ください。なお、毒物の場合は、紛失や盗難でないことを確認するため、追加で毒物使用済み報告書の提出が必要になります。

3 化学物質の保管方法

化学薬品を安全に保管するためには、地震発生等の災害を想定し、下記のような対策をお願いします。

- 薬品専用の保管庫の利用
- 保管庫の転倒防止の実施
- 保管庫内での安全対策（仕切りや緩衝材の使用）



4

ドライアイス・液体窒素の購入（西早稲田キャンパスの場合）

(1) ケミカルショップの場所と開室時間

- 場 所：60号館1階15室
- 開 室 時 間：月曜日～金曜日 9：30～17：00
- 問い合わせ先：内線 73-6214

(2) ドライアイスの購入

- ケミカルショップ（60号館1階15室）にて、500 g単位で購入できます。
- 購入希望者は、購入希望日の前日までに、ケミカルショップに予約（受付時間9：30～15：30）してください。
- 土曜日は、ケミカルショップは閉室するため、土曜日に使用する場合は木曜日の15：30までに予約をし、金曜日のうちに受け取りが必要となります。
- 公的資金で購入の場合は検収が必要になりますので、その旨化学物質管理窓口にお伝えください。

(3) 液体窒素の供給

- 場 所：56号館北側液体窒素供給施設
- 供給時間：月曜日～土曜日 9：00～10：10、10：40～11：50、15：10～16：30（2025年4月現在）
- 供給実習：環境保全センターが実施する液体窒素供給実習を受け、「液体窒素供給作業者」として登録された学生・教職員のみ、セルフ供給を行うことができます。供給実習の申込は、ケミカルショップ（60号館1階15室）にて受付いたします。
- 公的資金で購入の場合は立会いで検収が必要になりますので、事前に化学物質管理窓口にお伝えください。

※立会い検収は、月～金の9：30～17：00のケミカルショップが開室している時間帯でのみ可能

- 液体窒素は窒息、凍傷等のリスクがあります。取扱いについては、右記のQRコードのリンク先を確認してください。

なお、夏季・冬季休業期間中の土曜日は、液体窒素・ドライアイスともに利用できません。



液体窒素の
安全な取扱い

液体窒素供給受領書 [ケミカルショップ 控え]

日付： 年 月 日 時 分

学部・機関	学 科	研究室・実験室	電 話
供給担当者	液面計値	圧力計値	供給量 (kg)

*配管冷却分として、供給一回につき一律1リットル加算して請求致します

液体窒素供給受領書
供給の度に「液体窒素供給受領書」を記入し、ポストへ投函すること。
この伝票は2枚綴りとなっており、2枚目の納品書は各研究室で保管すること。

(4) 請求

月ごとの利用について、当月末に業者が請求書を作成し、翌月初めに研究室・箇所宛に発送します（現金払いはできません）。

化学物質管理に関するQ&Aを環境保全センターHPに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。



Q&A

Ⅱ 化学物質使用時の注意事項

化学物質には、不適切に取り扱うと、危険性や有害性を示すものがあります。とくに、一部の化学物質は、法令によりその取扱いが定められています。

法令を遵守するとともに、以下の注意事項を確認し、安全に取り扱ってください。

1 使用する物質の危険・有害性調査

(1) 安全データシート (Safety Data Sheet : SDS)

SDSとは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。SDSは、以下の方法で入手することができます。

- 薬品納入業者から入手する
- 厚生労働省 職場のあんぜんサイトから入手する
- 試薬メーカーのホームページから入手する



職場の
あんぜんサイト

SDSには、[1. 化学品名] [2. 危険有害性の要約] [3. 組成及び成分情報] [4. 応急措置] [5. 火災時の措置] [6. 漏洩時の措置] [7. 取扱い及び保管上の注意] [8. ばく露防止及び保護措置] [9. 物理的及び化学的性質] [10. 安定性及び反応性] [11. 有害性情報] [12. 環境影響情報] [13. 廃棄上の注意] [14. 輸送上の注意] [15. 適用法令] [16. その他の情報] など安全に関する情報が掲載されています。**化学物質を使用する前に SDS を必ず確認**し、すぐ見られる場所に保管してください。

(2) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)

GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、化学物質の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDSに反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。化学物質使用時は、**必ず GHS ラベルを確認**してください。また、化学物質を小分け容器に保管する際には、表示してください。各マークの意味は、右記QRコード参照。



参考：
GHS シンボル
と名称
(厚生労働省)

2 安全確保と保護具の着用義務

化学物質を使用した実験を行う際には、安全を確保するため、保護衣・保護手袋・保護ゴーグル（メガネ）等の保護具を着用することなどが、法令上の義務となっています（大前提として、肌が露出しない服・靴を着用すること）。

(1) 保護衣（白衣または作業服）



適切な保護衣は、化学物質飛散時の被害を抑制することができます。用途に応じて材質や形状を選び、**化学物質使用時は保護衣を必ず着用すること。**

(2) 保護手袋



適切に手袋を使用することで、手指の保護のみならず、化学物質の拡散を防ぐことができます。用途や使用物質に応じた耐薬性から、材質・形状を選び、**保護手袋を必ず着用すること**。また、使い捨て手袋に化学物質が付着した場合は、速やかに新しいものに交換することを推奨します。耐薬性の例は、右記QRコード参照。



参考：透過試験
データ一覧表
(厚生労働省)

(3) 保護ゴーグル（メガネ）



薬品が飛散し、目に入る事故は、多く発生しています。より確実にばく露を防げる保護ゴーグルの着用を推奨しています。化学物質を使用する際は、**保護ゴーグルまたは保護メガネを必ず着用すること**。

※また、必要に応じて、上記保護具以外に防毒マスク・防塵マスク等の使用も検討すること（防毒・防塵マスクを使用する場合は、定期的な着用検査が必要です）。

(4) 化学物質リスクアセスメント

化学物質リスクアセスメントとは、化学物質の持つ危険性や有害性を特定し、それによる危険または健康障害を生じるおそれ（リスク）を見積もり、リスクの低減対策を検討・実施し、リスクを最小限度に抑える活動を指します。

法令に基づき、新たな実験を計画する際と、年に一度（7月案内予定）の定期実施時期に**リスクアセスメントを必ず実施すること**。



参考：化学物質
リスクアセスメント

(5) 危険予知

実験操作の中で、火災・爆発やケガに繋がる動作が無いかなど、確認しましょう。特に温度や圧力が高まる条件、鋭利な物を使用する際に、多くの事故が起こっています。

温度条件、手順や器具の材質の違い、想定外の接触・混合により起こりうる現象を予想し、どんな危険がひそんでいるか十分に洗い出しましょう。



参考：
危険予知訓練
(厚生労働省)

(6) 局所排気設備の使用

有害物質を使用する際には、自身および周囲の人の安全確保のために、必ずドラフトチャンバー、外付けフード、ポータブルガス除去装置等の**局所排気設備を正しく使用し**、有害物質の拡散防止を図ること。



※特に、ドラフトチャンバー利用時には、サッシを風速が確保できる定位置まで下げる、ドラフト内に身を乗りださない等の安全な使用を心がけること。局所排気設備の安全な使用方法については、右記QRコード参照。



局所排気装置の
安全な取扱い

※特に、法令で「特定化学物質（第1類・第2類）」や「有機溶剤（第1種・第2種）」として指定される物質を取扱う場合は、所定の要件を満たす局所排気装置を使用することが、法令上の義務となります。対象物質は、P.11～12のQRコード参照。

3 法令に基づく化学物質の取扱い

(1) 危険物

火災の危険性が高い特定の物品は、消防法により、危険物に指定されています。

- 危険物同士の組み合わせによっては、混触により、火災等の危険が生じる可能性があります。試薬瓶の危険物分類表示を確認し、危険な混触が起こらないように保管・運搬すること。混触の危険な組み合わせについては、右記QRコード参照。
- 大量の危険物の貯蔵は、火災の危険性が増加するため、消防法および火災予防条例により、防火区画ごとに保有上限が定められています。部屋ごとの危険物保有量は、CRISで集計できるので、定期的に確認しておくこと（一般の部屋の保有上限は、指定数量の0.2倍となる。詳細は、「消防法」参照）。
- 危険物が上限を超えている場合は、別の保管場所（危険物倉庫）に分散して保管する等、上限以下となるよう、速やかに対処すること。



危険物の混載の組み合わせ、及び消防法で定める危険物分類

(2) 毒物・劇物

日常流通する化学物質のうち、急性毒性を示す特定の物質は、毒物及び劇物取締法で、毒物または劇物に指定されています。

- 盗難・紛失を防ぐために、堅固で鍵のついた保管庫に一般試薬と区分して保管し、保管庫は、中が見えないものを利用すること（ガラス窓は不適切）。なお、鍵の管理者を定め、鍵を使用する場合は、チェック表に記入するなど、管理すること。
- 保管場所には、「医薬用外毒物」（赤地に白文字）、あるいは、「医薬用外劇物」（白地に赤文字）の表示をすること。



医薬用外毒物

医薬用外劇物

- 小分けにして保管する場合にも、その容器に前述の表示をすること。
- 集中して管理するために、部屋の1ヶ所にまとめて保管すること。なお、毒物・劇物かつ危険物の試薬については、毒物・劇物扱いとして、他の毒物・劇物と共に管理すること。
- 紛失・漏洩等を防ぐために、キャンパス外に持ち出さないこと。また、キャンパス間の移動も行わないこと。
- 漏洩、盗難、紛失等が起きた場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る必要があります。このような事態が発生した場合には、速やかに環境保全センターまで連絡すること（IV参照）。
- 使用した場合には、**必ずCRIS上で使用量を登録すること**。毒物の場合、使用量登録により残存量が0にならないと、在庫から削除できないため注意してください。

(3) 毒薬・劇薬

人体に吸収された場合に危害を起こしやすい特定の医薬品は、薬機法により、毒薬・劇薬に指定されています。

- 毒薬は、専用の鍵のかかる保管庫に他の医薬品と区別して保管すること。劇薬は、他の医薬品と区別して保管すること（施錠の義務はないが、紛失等のないようにすること）。
- 毒薬を使用した場合には、**必ずCRIS上で使用量を登録すること**。毒薬の場合、使用量登録により残存量が0にならないと、在庫から削除できないため、注意してください。
- 毒薬には、黒地に白枠、白字で品名及び「毒」の文字、劇薬には、白地に赤枠、赤字で品名及び「劇」の文字の表示をすること。購入品の場合は、その容器や直接の被包には表示がされているが、何かしらの理由で中身を小分けにした場合等には、同様の表示をすること。



(4) 特定化学物質

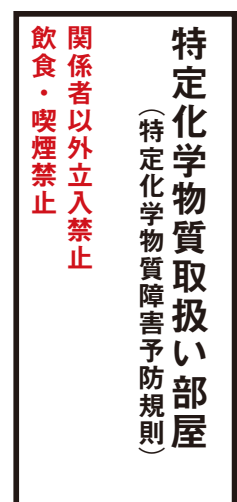
労働者に職業がんなどの障害を発症させる恐れのあるクロロホルム、ベンゼン、ホルムアルデヒドなどの一部の化学物質は、労働安全衛生法により、特定化学物質に指定され、以下をはじめ、取扱いにルールがあります。対象物質は、右記QRコード参照。



特定化学物質
対象物質

- 第1類、第2類の化学物質を屋内で取扱う際は、**局所排気装置等を使用すること**。
- 特定化学物質を扱う場所には、下図のように、「関係者以外立入禁止」および「飲食・喫煙禁止」の旨を表示すること。
- 特定化学物質を扱う場所には、下図のように、以下の事項を掲示すること（2023年改正）。
 - 名称
 - 生ずるおそれのある疾病及び病状
 - 取扱い上の注意事項
 - 使用すべき保護具等
- 特別管理物質を使用する作業の概要や期間、事故時の対応等がわかるよう、実験の記録を取り、法令の定める期間保管すること。

名称	エチルベンゼン C ₈ H ₁₀
生ずるおそれのある疾病と病状	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
取扱い上の注意事項	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
保護具	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
応急措置	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○



(5) 有機溶剤

アセトン、ヘキサン、トルエンなどの一部の有機溶剤も労働安全衛生法により、取扱いにルールがあります。対象物質は、右記QRコード参照。



有機溶剤
対象物質

- 第1種、第2種の有機溶剤を屋内で使用する場合は、**局所排気装置等を使用すること。**
- 有機溶剤を扱う場所には、下図のように「有機溶剤等の区分」と「有機溶剤等使用の注意事項」を掲示すること（2023年改正）。

第一種有機溶剤等

第二種有機溶剤等

第三種有機溶剤等

有機溶剤等使用の注意事項

一、有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状（疾病の種類）

（主な症状）

二、取扱上の注意事項

三、中毒が発生したときの応急処置

四、有効な呼吸用保護具の使用義務

(6) 高圧ガス

高圧ガスについては、高圧ガス保安法により取り扱いが定められています。安全に使用するためには、正しい知識のもと、使用する必要があります。

西早稲田キャンパス安全衛生講習会の「高圧ガスに関する安全研修」の内容や、各キャンパスの「安全の手引き」のほか、個別に納入業者に確認の上、適切に使用してください。



参考：
高圧ガスに関する
安全研修

4 作業環境測定

早稲田大学では、特定化学物質や有機溶剤等の化学物質、鉛、粉じんの取扱量（CRIS上の購入量）の多い研究室を対象に、法令に基づき、有害な化学物質等が研究室の空気中にどの程度存在するかを、6ヶ月に1回実測によって把握（作業環境測定）しています。化学物質等の取扱者が、健康障害の発生しない環境で作業しているかを確認することが目的です。作業環境測定の結果は、以下の管理区分に分類されます。

第1管理区分：作業環境管理が適切であると判断される状態

第2管理区分：作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第3管理区分：作業環境管理が不適切であると判断される状態

なお、第3管理区分の状態が改善されない場合は、法令に基づく手続なしにその化学物質を使用することはできません。

5 化学物質使用後の器具等洗浄ルール



実験終了後に残った化学薬品は、実験系廃棄物の分別ルールに従って、全量収集容器に分別してください。流しや洗浄器での洗浄の前に、必ず洗ビンに入れた水道水や適切な有機溶剤（アルコール・アセトンなど）を用いて器具や薬品瓶を洗浄し、この**洗浄液も廃液容器に回収してください。**

廃液容器に回収する洗浄液の目安は、原則として、以下のとおりです。

① 水質基準の定められている物質（下記QRコード参照）を含む場合は、3回までの洗浄液

② 水質基準の定められている物質を含まない場合は、2回までの洗浄液

※ 1回の洗浄に使用する水や溶剤の量の目安は、少なくとも、器具容量の1/50程度が目安となりますが、汚れの状況などにより、洗浄量や回数は適宜判断してください。

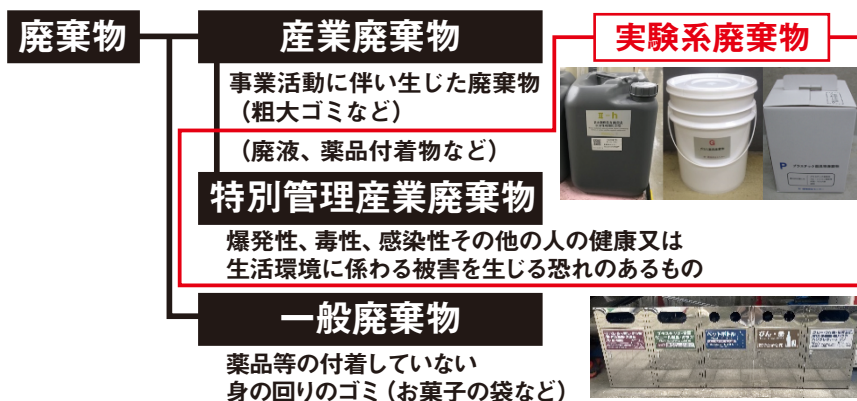
水質汚濁防止法の水質基準、下水道法（および東京都下水道条例）の水質基準（下記QRコード参照）を守り、有害物質等を下水道や公共用水域に排出させないことが、化学物質を使用し、教育・研究活動を行う私たち一人ひとりの義務となります。

早稲田大学では、法に定められた化学物質を使用する研究室・実験室から排出される排水の水質分析を毎月（2月、8月を除く）実施しています。基準値を超過した場合は、関連箇所との協働のもと、原因究明、防止対策を行い、学内や周辺地域の水質環境管理および学生・教職員の安全衛生管理に努めています。



参考：
下水排除基準
（東京都）

大学の教育研究活動により発生する実験系廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物や、特別管理産業廃棄物として取扱われるため、保管、運搬および処分に際し、排出者は、法律を遵守して、最終処分に至るまで適正に取扱う責任があります。



参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

本学では、すべての実験系廃棄物は、排出者の責任により分別回収しなければなりません。当センターでは、分別内容と安全性を確認した上で、産業廃棄物処理業者に処理を委託しています。無機系廃液は中和・無害化処理または含有金属の回収などの方法で、有機系廃液・感染性廃棄物、固体廃棄物は、焼却などの方法で適正に処理されます。

また、実験系廃棄物を委託処理する際には、マニフェストを交付し、委託処理が適正に行われたかどうかを確認しています。なお、処理業者の選定は、中間処理施設および最終処分場を確認した上で行っています。更に、脱炭素社会、循環型社会の実現のために、廃棄物の抑制等が求められており、本学としても、取り組みを進めています。

化学物質を取扱う実験者一人ひとりが、適切な処理を行う義務と責任があるということを自覚して、研究・実験を進めてください。**実験系廃棄物は、廃棄物の排出者（個人）が正しく分別し、内容を正確に記録することが重要です。**

1 実験系廃棄物の廃棄方法の流れ

※西早稲田キャンパス以外における容器等の受渡・廃棄物の持ち込み方法は、Ⅳの各キャンパスの実験系廃棄物管理窓口の指示に従ってください。収集区分や提出書類のルールは、全学共通です。

まずは、実験系廃棄物の廃棄方法の流れをつかんでください。実験系廃棄物を大きく分類すると、「収集区分に該当するもの」と「収集区分に該当しないもの」の2種類に分かれます。

●収集区分に該当するもの (環境保全センターから貸与された容器による収集)

- ① 容器、伝票セットの申し込み
- ↓
- ② 容器、伝票セットを受け取る
- ↓
- ③ 分別・収集
- ↓
- ④ 処理依頼伝票の作成
- ↓
- ⑤ 容器の持ち込み・処理依頼伝票の提出

●収集区分に該当しないもの (不要薬品・スプレー缶など)

- ① 処理依頼書の作成
- ↓
- ② 各種リストの作成
(不要薬品、内容不明物の場合のみ)
- ↓
- ③ 予約サイトから予約
(※西早稲田キャンパスの場合)
- ↓
- ④ 廃棄物持ち込み・処理依頼書等の提出

※西早稲田キャンパスの場合

【受付時間】 月～金曜日（大学暦に準じる）

[午前] 9:00～12:30* [午後] 13:30～17:00*

※実験系廃棄物の直接持ち込みの際には、個別に確認が必要なため、受付終了時間の30分前までにお越しください。

【受付場所】 環境保全センター（55号館N棟B1）

2

収集区分に該当するものの廃棄方法の流れ

①容器、伝票セットの申込

【新規】

- 実験系廃棄物管理窓口で申込用紙を記入、もしくは、環境保全センターに相談してください。

【継続】

- 処理依頼伝票の代替容器の欄に記入してください。

代替容器 Container Replacement	環境保全センター受領印 Receipt Stamp of the Center	センター使用欄 For Center Use Only
要 Yes 不要 No 1 本		

・記入については「手引き」および「C票の裏面」を参考にしてください。
・「代表的な化学物質」以外の物質についてもできる限り詳細な情報を明記してください。
For details about how to fill in the form, refer to the Environmental Safety Center Guide and the reverse side of Form C.
Be sure to also provide as detailed information as possible on substances other than typical chemical substances.

②容器、伝票セットを受け取る

※西早稲田キャンパスの場合

【伝票セット※】

翌営業日 13:30以降に環境保全センター受付横レターケースから受け取ってください。

【容器】

当センター入口前の廊下の棚から受け取り、区分シールとバーコードシールを貼り付けてください。

※「実験系廃棄物処理依頼伝票 兼 化学物質管理票」、「区分シール」、「バーコードシール」の3点がセットになったもの（II-g、P区分は区分シール無し）。



伝票セット

研究室別に引き出しが用意されています。



空容器を受け取ったら、速やかに「区分シール」と「バーコードシール」を貼り付けてください。

③分別・収集

廃液・廃棄物は、分類表や分別のフローチャートに従い、指定された収集容器にそれぞれ収集してください。

〈収集時の注意〉

- ▶ 事故防止および化学物質管理のために、収集容器に投入した **内容を、必ず記録してください。**
下記QRコードより、「廃液タンク投入記録表（一例）」を適宜ご参照ください。
- ▶ 廃液の場合、収集容器への総投入量は、容器容量の8分目以下としてください。
- ▶ 固体廃棄物は、収集容器ごとに15 kg以下としてください。
- ▶ 収集容器に貼付するバーコードシールは、廃液などで汚さないように注意してください。
- ▶ 同一区分に分類される廃液であっても、混合によって、発熱・発煙・発火などが起こる場合がありますので、十分に注意し、少量ずつ投入し、異常がないか確認してください。
- ▶ 投入する際に、安全であるかの判断に迷うときは、環境保全センターに問い合わせてください。
- ▶ 不要薬品は、混合したり収集容器に投入しないで、原則容器のまま持ち込んでください。
- ▶ 廃棄物投入後、容器は、原則常時蓋をして保管し、万一ガスが内部で発生している場合は、ドラフト等の適切な環境下で、適宜ガス抜きをしてください。
- ▶ 廃棄物は、長期間の保管を避け、容器が満杯でなくても、半年以内を目安に実験系廃棄物管理窓口を持ち込んでください。
- ▶ 1 L未満など少量の場合には、別途容器をお渡ししますので、窓口までご相談ください。
- ▶ 特に区分の違ったものを誤って投入した場合は、伝票の空いている欄にその内容を明記してください。
(例：〇〇混入)



**投入上限
廃液 ≤ 8割の高さ**



廃液タンク投入記録

廃液区分

容器番号

日付	試薬名	濃度	投入量	投入者



廃液タンク投入記録表
(参考例)

表1 無機系廃液の区分と収集容器の種類

※指定以外の容器・容量については要相談

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
無 機 系 廃 液	I - c		酸およびアルカリ廃液	1. 濃い酸・アルカリは希釈してから投入、もしくは、最初に水を数L入れた後に投入すること 2. pHを明記すること
	I - d - 1		水銀化合物を含む廃液	水銀濃度を明記すること
	I - d - 2		カドミウム・鉛・クロムおよびその化合物などを含む廃液	1. 有害物を含むため、取扱いに注意すること 2. 特にアンモニウムイオン、キレート化合物濃度の記載を忘れないこと 3. pHを明記すること
	I - d - 3		I - d - 1、I - d - 2、I - d - 4、I - e - 5を除く一般重金属廃液	
	I - d - 4		クロム酸混液（クロム硫酸）廃液	1. 強酸かつ有害なので、取扱いに特に注意すること 2. 有機物を混入させてはならない
	I - e - 5		ヒ素、セレン、アンチモン、テルルおよびその化合物を含む廃液	1. 有害物を含むため、取扱いに特に注意すること 2. 可能な限り他成分の混合を避けること 3. pHを明記すること
	I - e - 6		シアン化合物を含む廃液	1. 遊離シアンを含む廃液 2. 酸を混入させてはならない 廃液をアルカリ性に保つ（シアン化水素ガス発生） 3. フェリ・フェロシアン化合物などのシアン錯体を含む廃液は、II - j 区分で収集すること
	I - e - 8		リン化合物を含む廃液	1. 有機リンは、II - d 区分で収集 2. pHを明記すること

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
無 機 廃 液	I - e - 9		フッ化水素酸、フッ素化合物を含む 廃液	1. フッ化水素酸を原液のまま収集 容器に投入しないこと 2. 強酸を混入させてはならない 可能な限り、廃液をアルカリ性に保つ (フッ化水素ガス発生) 3. pHを明記すること
	I - f		写真現像廃液	定着液を混入させた場合は、その旨 を明記すること
	I - g		写真定着廃液	現像液を混入させた場合は、その旨 を明記すること

表2 有機系廃液および固体廃棄物の区分と収集容器の種類

※指定以外の容器・容量については、要相談

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
可 燃 性 廃 液	II - a		可燃性一般有機溶剤 (アセトン、ヘキサン、ベンゼン、 アルコールなど)	1. 水分が5%以下のもの 2. 過酸化物質、濃硝酸、濃硫酸の混 合は、厳禁
	II - b		廃油 (重油、機械油、動植物油、シリコ ンオイルなど)	1. 粘性の高いものは、適当な溶媒 で薄めてから収集すること 2. PCBおよびPCBを含むものは除く
	II - d		窒素・硫黄・リンを含む有機化合物 廃液 (アニリン、ピリジン、ジメチルス ルホキシド、リン酸エステルなど)	1. 硝酸エステル、ニトロメタン、 ジアゾ化合物などの爆発性物質 を除く 2. 有機リン農薬は、別途収集すること 3. 悪臭物質は、別途収集し、個別 に取扱う
	II - g		低引火点有機廃液 (ガソリン、ジエチルエーテル、 ペンタンなど)で大半を占める場合	1. 定期的にガス抜きを行うこと 2. 混合を極力避けること 3. 廃液を多量に貯蔵せず、こまめに実 験系廃棄物管理窓口に搬入すること 4. 消防法の特種引火物に該当する 場合がある 5. 酸・アルカリを入れないこと

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
難 燃 性 廃 液	II-h		水分が5%以上含まれる有機廃液 (II-i、II-jを除く)	1. アルコール、有機酸など水溶性 有機化合物を含む水溶液 2. エマルジョン状態のもの
	II-i		含ハロゲン有機廃液 (ジクロロメタン、クロロホルム、 四塩化炭素など)	1. PCBおよびPCBを含むものは、 除く 2. 有機塩素系溶媒を使用した器具 の洗浄液は、この区分に入れる こと 3. II-g成分が混入している場合 は、10 L容器を使用し、長期保 管はしないこと
	II-i-2		循環式アスピレーター廃水	循環式アスピレーターに使用した廃 水で、ジクロロメタン・ベンゼン・ クロロホルム・四塩化炭素・アセト ンなどの溶媒を含むもの
	II-j		フェロシアン・フェリシアン化合 物および金属を含む廃液	有機水銀化合物は、収集区分に混合 させず、単独で回収すること

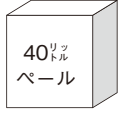
※固体廃棄物は、こぶしより大きいサイズは、要相談

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
固 体 廃 棄 物	S1		無機固体 (シリカゲル、アルミナ、無機塩類、 金属酸化物、金属屑など) ※廃土を廃棄する場合は、事前に環 境保全センターに相談すること。	1. 投入量は、15 kg以下にすること 2. 沈殿は、水分をよく除去すること 3. 水銀含有廃棄物は、区分外として 収集すること 4. 運搬前に蓋をすること
	S2		有機固体 (高分子化合物・樹脂など)	1. 投入量は、15 kg以下にすること 2. 液体をよく除去すること 3. 運搬前に蓋をすること

※容器の使い方の詳細は、下記QRコードより確認してください。

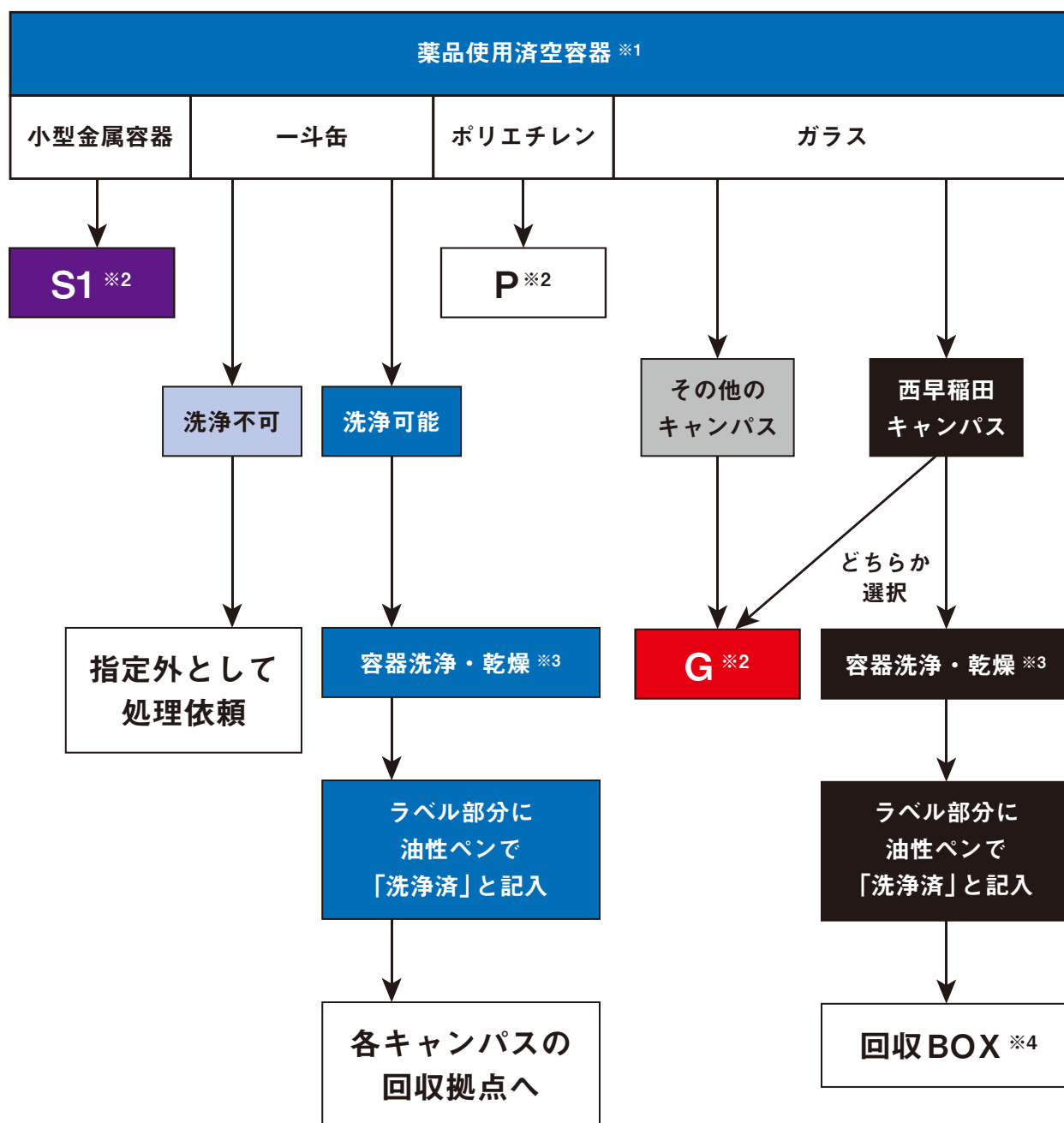


表3 感染性廃棄物、実験器具廃棄物の区分と収集容器の種類

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
感 染 性 廃 棄 物	III		血液等廃液 (血液、血清、血漿、体液やそれらが混入した廃液)	1. 内蓋をすること 2. しっかり蓋をして搬入すること 3. 腐敗を防ぐためホルマリン等を必要に応じて投入し、冷暗所に保管すること 4. 運搬の際は、容器を横倒ししないこと
	III-a		注射針等鋭利なもの (注射針、キャピラリー、パステール管、メスなど)	1. 針刺し事故防止に十分配慮し、専用容器で回収する 2. 蓋を正しく設置してから容器を使用し、運搬前には、蓋のツメを折り曲げて穴に差し込み、確実に封じること 3. 容器使用方法を確認すること
	III-b		血液等の付着物 (プラスチック、ガラス、紙・布類)	1. 常時、容器に蓋をし、長期間の保管は避けること 2. 液状のものは、投入しないこと(滅菌後II-h等の適切な有機廃液区分へ) 3. 運搬前に蓋をすること
	IV	キャンパスごとに異なるため、問い合わせること	実験動物の死体など (臓器を含む)	専用保冷庫に入れるまでは、重量、個体数等を確認のうえ、小分けのまま冷凍保存しておくこと
	V	キャンパスごとに異なるため、問い合わせること	床敷きなど (実験動物の飼育に使用したもの)	細かいものは、ビニール袋に入れてから専用容器に詰める

	廃棄物区分	容器種類 色・容量	分 類	取扱い上の注意等
実 験 器 具	G		ガラス器具廃棄物 (薬品が付着したガラス製器具類)	1. 投入量は、15 kg 以下にすること 2. 実験に使用したガラス器具で、少量の薬品が付着・残留したもの 3. 運搬前に蓋をすること
	P		プラスチック器具など廃棄物 (薬品が付着したプラスチック製器具、ゴム・シリコン製器具、手袋・マスク類、ペーパー類)	1. 実験に使用した左記の類で、少量の薬品が付着・残留したもの 2. 水分は、可能な限り除去し、染み出すことのないように回収する 3. 付属されているビニール袋は、運搬前にしぼること

図1 薬品使用済空容器の分別収集フロー図



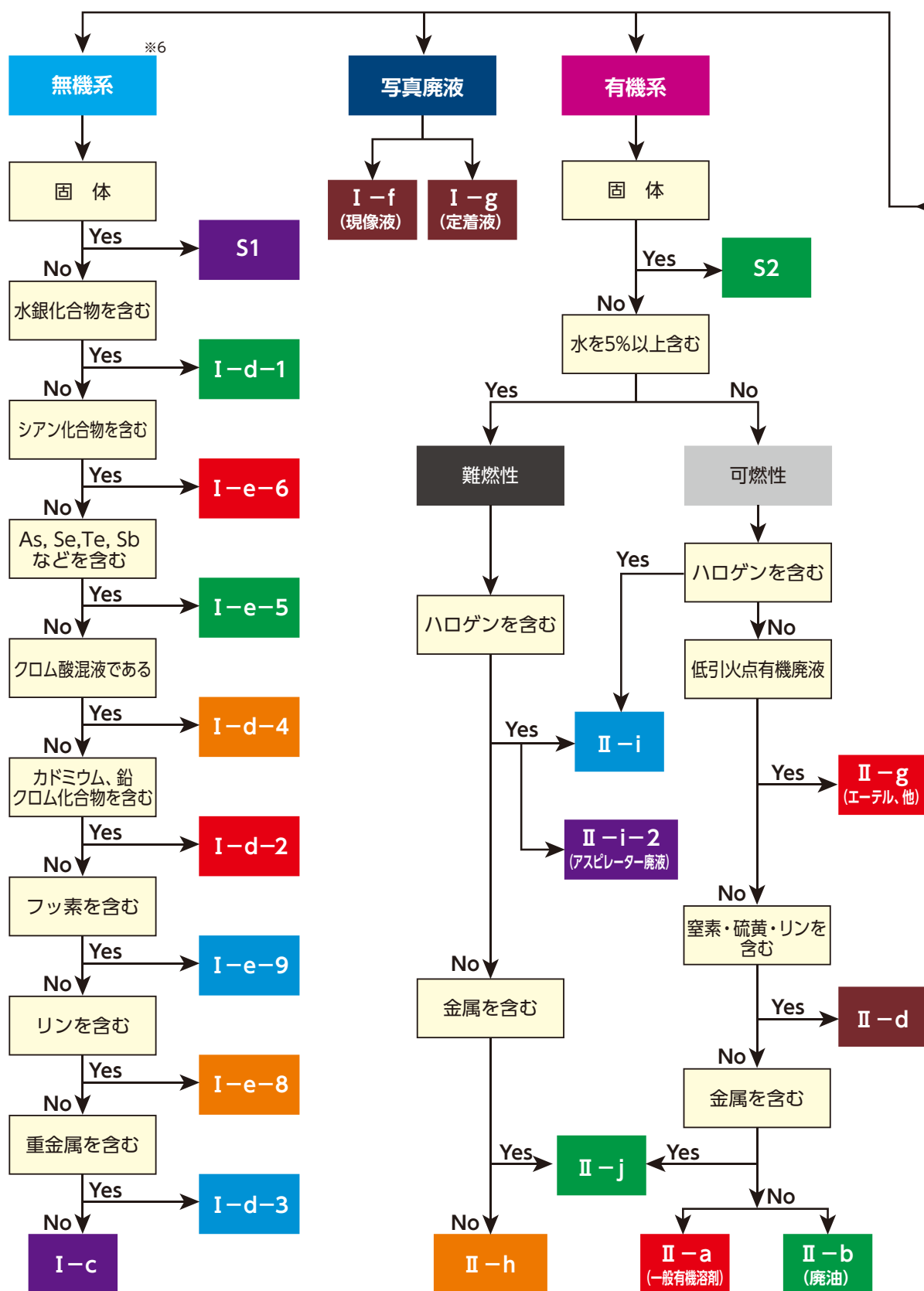
※1. バーコードラベル（薬品管理ラベル）は、回収用紙に貼付する。

※2. 各区分の容器に入らない場合は、指定外として処理依頼する。

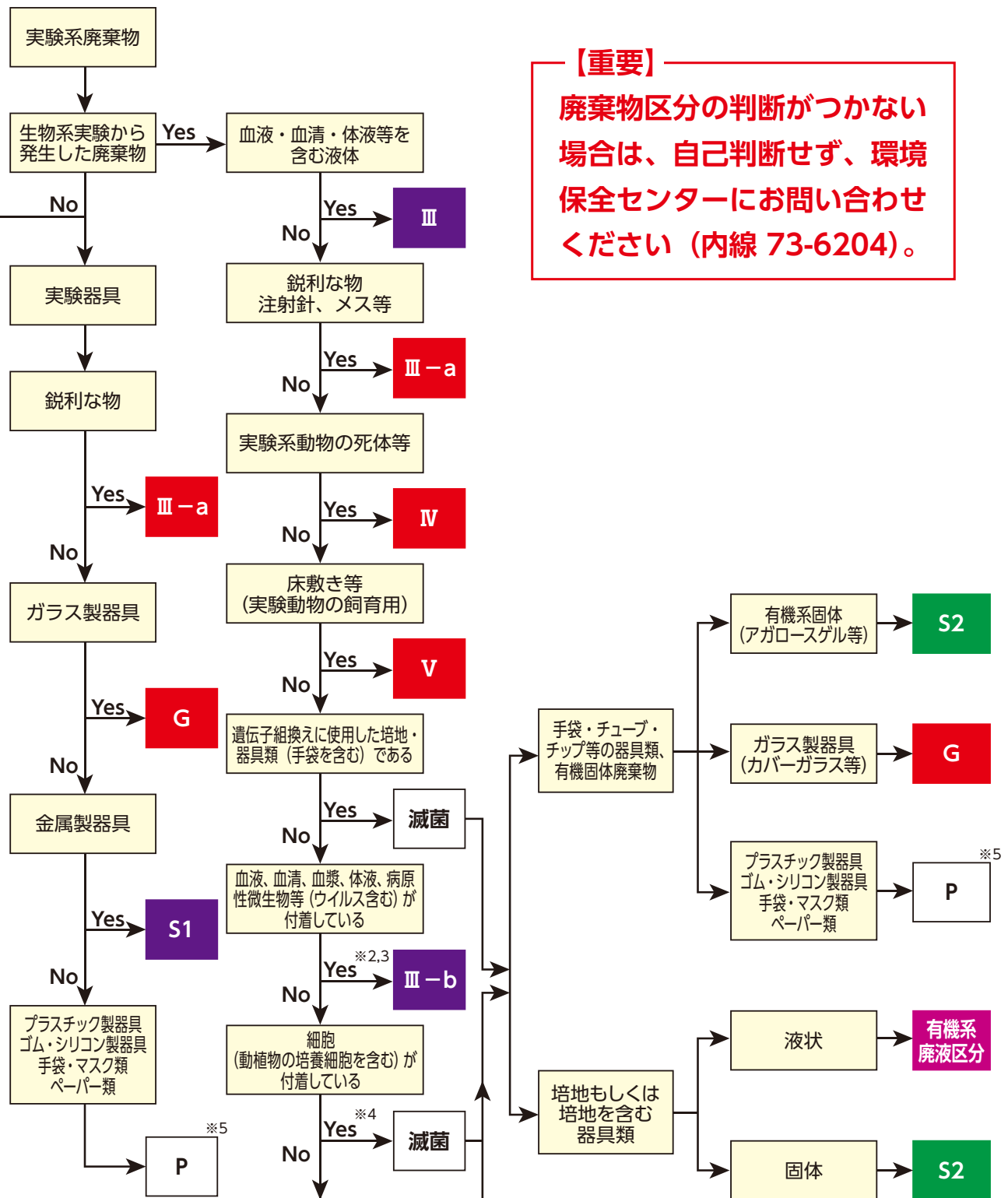
※3. 容器の洗浄は、内容物が無機系の場合は、水洗、有機系の場合は、アセトンやエタノール等の適切な溶剤で洗浄する（有機溶剤の乾燥は、局所排気下で行うこと）。

※4. 回収BOXには、蓋を外して瓶のみを入れること。

図2 実験系廃棄物分別収集のフロー図（大学指定区分）※¹



ここからスタート



- ※1. 指定区分に該当しないものの廃棄については、“3 収集区分に該当しないものの廃棄方法の流れ（不要薬品・スプレー缶など）”を参照のこと。特にHg（無機廃液以外）、Be、Os、Tlは、収集区分容器に投入しないこと。
- ※2. 血液や病原性微生物等が多量に付着していて感染の危険性が高いと判断される場合は、できるだけ滅菌を行うこと。
- ※3. 液状のものは、滅菌後、II-h、II-i等、適切な有機廃液区分へ投入すること。
- ※4. 滅菌できないものは、III-b区分へ投入すること。
- ※5. 培地が付着する等の理由で臭気があるものは、密閉できるよう、S区分に入れること。
- ※6. フェリシアン化物、フェロシアン化物を含む場合は、II-j区分として回収すること。少量でも有機物を含む場合は、有機系廃棄物として取扱うこと。

④ 処理依頼伝票の作成

「実験系廃棄物処理依頼伝票 兼 化学物質管理票」に必要事項を記入し、含有化学物質明細欄には、実験者が投入した化学物質名、濃度および量を整理して記入してください。

実験廃棄物処理依頼伝票の書き方

基本情報を記入

環境保全センター 行 To the Environmental Safety Center		20XX年04月01日
容器番号 Container No.	区分 Category	総量 Total Volume
XX.00001	I-d-3	18 L
含有化学物質明細 Chemical Substance Contained 化学物質名、化学式、投入量、濃度を記入してください。 Specify the chemical substance names, the chemical formulas, quantities put in the container, and concentrations.		
A 群 Group A		
B 群 Group B	硫酸銅 50 g Ni標準液100 ppm 50 mL	
C 群 Group C	濃塩酸 2 L、30% H ₂ O ₂ 0.5 L conc硫酸 2 L 10 M HNO ₃ 13.5 L	
その他 Others		
pH	pH 1 (I-c, I-d-2, I-d-3, I-e-5, I-e-8, I-e-9)	

実験系廃棄物処理依頼伝票 兼 化学物質管理票 A 票 Laboratory-Waste Disposal-Request / Chemicals-Management Form A 票

学科・専修等 Department / Major	研究室・実験室名 Laboratory Name	号館・部屋番号 Building No. and Laboratory No.
応用化学科	大隈研究室	03C101
記入者氏名 Name		電話(内線) Telephone No.
環境 太郎		6203



XX.00001
I-d-3
20L
大隈研
1-d-1, 1-d-2, 1-d-4, 1-e-5を除く一般重金属廃液
20XX年4月1日

代替容器 Container Replacement	環境保全センター受領印 Receipt Stamp of the Center	センター使用欄 For Center Use Only
要・不要 Yes No 1 本		

・記入については「手引き」および「C票の裏面」を参考にしてください。
・「代表的な化学物質」以外の物質についてもできるだけ詳細な情報を明記してください。
For details about how to fill in the form, refer to the Environmental Safety Center Guide and the reverse side of Form C. Be sure to also provide as detailed information as possible on substances other than typical chemical substances.

内容物を「全て」記入

〈代表的な化学物質〉

グループA	有機廃液：化学物質名または化学式、量(L)を報告する	
	・アセトン	・クロロホルム
	・ヘキサン	・四塩化炭素
	・トルエン	・メタノール
	・キシレン	・酢酸エチル
グループB	無機廃液：化学物質名または化学式、量(L)を報告する	
	・クロムおよびその化合物	・水銀化合物
	・カドミウムおよびその化合物	・鉛およびその化合物
	・セレンおよびその化合物	・ヒ素およびその化合物
	・マンガンおよびその化合物	・亜鉛およびその化合物
グループC	酸およびアルカリ：化学物質名または化学式、濃度、量(L)を報告する	
	・アンモニア水	・塩酸
	・過酸化水素	・硝酸
	・フッ化水素（フッ化水素酸）	・硫酸
	・ニッケルおよびその化合物	・銅およびその化合物

無機はpH記入

代替容器を申請すれば
申し込み用紙(別紙)への記入は不要

記入例の詳細については、下記QRコードよりご確認ください。



実験系廃棄物処理依頼伝票
記入例

⑤ 容器の持ち込み・処理依頼伝票の提出

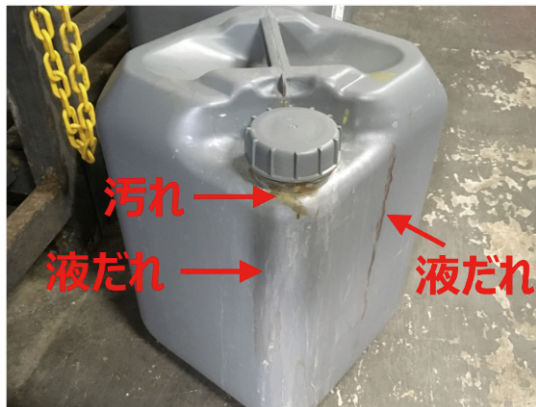
廃棄物は、おおむね半年以内を目安に、「実験系廃棄物処理依頼伝票 兼 化学物質管理票」とともに、実験系廃棄物管理窓口に搬入してください。搬入に際しては、適切な保護具を着用し、事故のないように、必ず複数名で運搬してください。また、**容器が汚れている場合は、汚れをふき取った後に搬入してください。**

当センターへの搬入受付後に、B票を各研究室等へ返却します。**B票は、各研究室等で5年間保管してください。**

○ 良い例 ○



× 悪い例 ×



なお、一部研究室・実験室については、回収担当者が回収を行っています。その際、必要事項を記入した「実験系廃棄物処理依頼伝票 兼 化学物質管理票」と収集容器を各部屋の前に出しておいてください。「実験系廃棄物処理依頼伝票 兼 化学物質管理票」に記入漏れ・不備等があると、回収を行わない場合があります。

3

収集区分に該当しないものの廃棄方法の流れ（不要薬品・スプレー缶など）

① 処理依頼書の作成

収集区分に該当しない廃棄物に関しては、「処理依頼書」に必要事項を記入してください。書式は、下記よりダウンロードしてください。

処理依頼書 廃棄・回収用 Request Form Disposal/Collection	
☐ A. 特殊廃棄物 ☐ B. 水銀関連 ☐ C. 不要薬品 ☐ D. 内容不明物	受付印 受付者: _____ 受付 No. 20 _____
送付先: 年 月 日 年 月 日 研究科・実験室名 研究室名 所属・部署番号 氏名 電話番号 メールアドレス	
記入者情報 氏名 所属・部署番号 電話番号 メールアドレス	
種類 内容詳細（数量・重量・数量等） ☐ A. 特殊廃棄物 ☐ B. 水銀関連 ☐ C. 不要薬品 ☐ D. 内容不明物	

処理依頼書 廃棄・回収用 Request Form Disposal/Collection	
☐ A. 特殊廃棄物 ☐ B. 水銀関連 ☐ C. 不要薬品 ☐ D. 内容不明物	受付印 受付者: _____ 受付 No. 20 _____
送付先: 年 月 日 年 月 日 研究科・実験室名 研究室名 所属・部署番号 氏名 電話番号 メールアドレス	
記入者情報 氏名 所属・部署番号 電話番号 メールアドレス	
種類 内容詳細（数量・重量・数量等） ☐ A. 特殊廃棄物 ☐ B. 水銀関連 ☐ C. 不要薬品 ☐ D. 内容不明物	



処理依頼書

②各種リストの作成

※不要薬品、内容不明物の場合のみ

②-1 不要薬品の場合

不要となった薬品は、収集容器に投入せず、薬品容器のまま不要薬品として、実験系廃棄物管理窓口を持ち込んでください。「不要薬品リスト」をダウンロードして、あらかじめ内容を記入し、前ページの「処理依頼書」と共に提出してください。書式や具体的な記入例は、下記QRコードより確認してください。

なお、持ち込む際には有機、無機を分別し、薬品容器上部に識別番号をつけ、その番号とNo.欄が対応するよう、リストを作成してください。

※ビーカーやフラスコに入ったもの等、蓋のないものや、中身が漏れる可能性があるものは受け取れません。

※運搬時は、破損、漏洩防止のため、仕切り付きの容器を使用してください。必要であれば、仕切り付き段ボールをお渡し可能ですので、実験系廃棄物管理窓口で申し出てください。

※危険ですので、不要薬品同士を混触混合しないでください。



不要薬品荷姿の例

②-2 内容不明物の場合

原則として、内容不明物は、実験系廃棄物管理窓口では、引き取りを行いません。内容不明物の処分には、かなりのコストがかかるので、内容不明物を発生させないように、日常の管理を徹底してください。

やむを得ず廃棄する場合は、研究室・実験室に関連する論文や管理記録より、性状情報（液体・固体、無機物・有機物、可燃性・難燃性、有毒性、有害性など）を可能な限り調べ、「内容不明物リスト」と「処理依頼書」に記入したうえで、実験系廃棄物管理窓口を持ち込んでください。書式や具体的な記入例は、下記QRコードよりご確認ください。



不要薬品リスト・
内容不明物リスト

③予約サイトから予約

※西早稲田キャンパスのみ

収集区分に該当しない廃棄物は、下記予約サイトより、持ち込み予約をお願いします。



<https://reserva.be/wesc1/aikotoba>

合言葉は、「正しく分別、詳しく記録」です。

※アルカリ乾電池およびマンガン乾電池は、予約不要です。

④廃棄物持ち込み・処理依頼書等の提出

予約した日時に、「処理依頼書」等の書式とともに、廃棄物を実験系廃棄物管理窓口へ持ち込んでください。

表4 収集区分外の実験系廃棄物の分類と取扱いの注意

○=環境保全センターで取扱い可能 ×=環境保全センターでは取扱い不可

分 類	取 扱 い の 注 意 等
○水銀含有廃棄物	破損した水銀温度計、マンメータ、水銀回収で使用した道具（水銀汚染物）などは、水銀が飛散しないように処置してください。水銀単体だけでなく、水銀を含む化合物やそれらの付着物、不要となった金属水銀、水銀アマルガムも同様に取扱ってください。
○水銀以外の有害物を使用した実験器具など	事前に環境保全センターに問い合わせ、指示に従って、適切に廃棄してください。
○廃土	事前に環境保全センターに問い合わせ、指示に従って、適切に廃棄してください。
○廃棄物収集容器による収集が適さないもの	廃液・廃棄物によっては、水または空気（酸素）との接触により発火するものや、乾燥により発火するものがあります。これらの廃棄物は、収集容器への収集が適さないため、安全な方法で個別に収集して、実験系廃棄物管理窓口を持ち込み、危険性の種類や度合いを「処理依頼書」に明記してください。
○実験動物の死骸や臓器	動物実験などにおいて発生した死骸や臓器の廃棄および保管に関しては、実験系廃棄物管理窓口にお問い合わせ、指示に従ってください。
○PCB含有物	法令により、2027年3月末までに処分する必要があります。 https://www.waseda.jp/inst/esc/labwaste/pcb/ を確認してください。
○オイル、樹脂、塗料など	不要となったオイル、樹脂、塗料など（主に容器が缶のもの）については、そのまま実験系廃棄物管理窓口を持ち込んでください。
○スプレー缶、小型燃料ガスボンベ	スプレー缶（塗料・接着剤・可燃ガスを含む）や小型燃料ガスボンベについては、穴を開けずに、仕切りのついた箱などに整理して、そのまま実験系廃棄物管理窓口を持ち込んでください。
○石綿（アスベスト）を含む実験系廃棄物	古いマントルヒーターや電気炉などは、石綿を含有するものがあるため、廃棄に際しては、その有無を製造メーカーや購入した業者等に確認してください。含有する実験器具・装置については、環境保全センターに連絡し、指示に従ってください。
○乾電池・バッテリー類	乾電池、バッテリー類は、細かく分別したのち、直接、環境保全センターに持ち込んでください。西早稲田キャンパス以外では、指定された場所に集めてください。なお、リサイクル対象のものや特殊なもの、大型のものなどは、直接購入業者へ依頼してください。 ・アルカリ乾電池およびマンガン乾電池：混在していてもかまいません。持ち込む際に、予約は不要です。 ・リチウム一次電池（CR）：短絡防止のため、放電・絶縁処理を施してから排出してください。 ・ボタン電池 [アルカリ（LR）、酸化銀（SR）、空気亜鉛（PR）、リチウム（CR）他]： ボタン電池は、短絡防止のため、セロハンテープでの絶縁（両面）をお願いします。※廃棄用として小袋に保管しておく時にも、セロハンテープ等を貼って絶縁してください。 ・小型二次電池 [Ni-Cd、Ni-MH、Li-ion、Pb など（デジタルカメラ・携帯電話・工具などに使用されている。）]：リサイクルマークがついているものは、購入先へ持ち込んでください。
○フロンガス含有実験機器（家庭用を除く）	冷却器などの実験機器には、フロンガスが使用されているものがあります。除去できない有害物が付着している、または、有害物の付着有無が判断できない場合には、環境保全センターへ、有害物の付着がない、または、容易に除去可能な場合には、粗大ごみとして、各キャンパスの担当窓口にご相談ください。 ※フロンガス含有機器の廃棄については、フロン排出抑制法に従った対応が必要となります。

分 類	取 扱 い の 注 意 等
○Be、Os、Tiを含む廃棄物	Be、Os、Tiは処理技術が確立されていないことから、他の物質とは混合せずに、単独で収集したうえで、実験系廃棄物管理窓口に持ち込んでください。
×プリンターや印刷機のトナー	機器の販売・納入業者に処理を委託してください。
×高圧ガス	購入したメーカーに返却、または、処理を依頼してください。
×放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を含む実験系廃棄物	環境保全センターでは、取扱いを行いません。放射線安全管理室（内線73-8024）に連絡し、指示に従ってください。

※その他、取扱い方法・収集方法・搬入方法などがわからないものについては、環境保全センターに問い合わせてください。

	薬品管理窓口	実験系廃棄物管理窓口
早稲田（教育学部）	自然科学部門事務室（6号館-307）	
西早稲田	ケミカルショップ（60号館-115）	環境保全センター（55号館N棟B1）
喜久井町	ケミカルショップ（60号館-115）	※ 1
研究開発センター	研究開発センター事務所（121号館-101）	
戸山	ケミカルショップ（60号館-115）	※ 1
所沢	技術管理室（100号館-208）	
材研	分析機器管理室 （42-1号館-304）	材料技術研究所事務所 （42-1号館-106）
北九州	情報生産システム研究科・ 研究センター事務所 （201-46号館N-157）	情報生産システム研究センター 管理室 （201-36号館 1F）
高等学院	化学科実験室（74-10号館-303）	
本庄高等学院	化学科実験室（95号館-N-318）	
先端生命医科学センター	先端生命医科学センター事務所（50号館-03C101）	
本庄	※ 1	

※ 1：新規に薬品を購入、または、廃棄物を排出する研究室は、事前に環境保全センターまでご相談ください。

環境保全センター

（西早稲田キャンパス 55号館N棟B1）

<https://www.waseda.jp/inst/esc/>

〈連絡先〉

廃棄物管理	内線：73-6204	mail：laboratory-wastes@list.waseda.jp
薬品管理	内線：73-6203	mail：WCRIS@list.waseda.jp
ケミカルショップ	内線：73-6214	
分析	内線：73-6218	mail：analytical-chemists@list.waseda.jp

研究支援

環境保全センターは、「研究支援」のため、分析装置を学内外に開放しております。下記の装置・機器類を取り揃えておりますので、活用してください。

ドラフトチャンバー（無機・有機）	ICP 発光分析装置
純水（製造装置）	ICP 質量分析装置
超純水（製造装置）	分光光度計
pH 計	水銀分析装置
電気炉（マッフル炉）	イオンクロマトグラフ
恒温水槽	ガスクロマトグラフ
オートクレーブ	ガスクロマトグラフ質量分析計
振とう器	超高速液体クロマトグラフ QToF 型質量分析装置
遠心分離器	高速液体クロマトグラフ
ホットプレート	全有機炭素計

詳細は、環境保全センター HP より、予約情報は、早稲田大学研究用共用機器利用サイトより確認できます。



環境保全センターHP
研究支援

<https://www.waseda.jp/inst/esc/researchsupport/support/>



早稲田大学研究用共用
機器利用サイト

<https://www.cf.waseda.ac.jp>

本手引きの内容、各種書式等は、環境保全センターのWebページからダウンロードすることができます。

<https://www.waseda.jp/inst/esc/files/>



化学物質管理について、より詳しい説明や各種説明会の内容は、Waseda Moodle「環境保全センター提供コース」に掲載していますので、併せて確認してください。

<https://wsdmoodle.waseda.jp/course/view.php?id=71883>



Environmental Safety Center Guide 2025 ▶ 2026

環境保全センター利用の手引き

1995 年 4 月 1 日発行

2025 年 4 月 1 日改訂

発行

環境保全センター

〒169-8555 東京都新宿区大久保 3-4-1

電話 03-5286-3089 (直通) 内線 73-6202

<https://www.waseda.jp/inst/esc/>

